

歴史地震研究会会則

(2000年10月1日制定, 2002年9月7日改定, 2006年9月16日改正,
2008年9月14日改正, 2012年9月15日改正, 2015年9月22日改正
2017年9月16日改正, 2018年9月24日改正, 2020年1月17日改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、『歴史地震研究会』(The Society of Historical Earthquake Studies)という。

(目的)

第2条 本会は、歴史上の地震ならびにそれに関連する諸現象・諸問題に関して、理学、工学、人文科学、社会科学、および防災科学の研究を促進し、相互の情報交換を行うとともに、一般市民を交えた知識の共有と相互理解をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究成果発表会および講演会
- (2) 会誌の刊行
- (3) 広報活動
- (4) 歴史地震研究に関する業績の表彰
- (5) その他、必要な事業

(事務所)

第4条 本会は、事務所を東京都千代田区神田猿樂町1-5-18 公益財団法人 地震予知総合研究振興会に置く。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(会則改正)

第6条 この会則は、総会において、表決権を持つ出席者の3分の2以上の賛成により、改めることができる。

(規定)

第7条 この会則の実行に必要な規定は、幹事会の議を経て別に定める。

第2章 会員

(会員)

第8条 本会は次に定める会員からなる。

(1) 会員 本会の目的に賛同する個人

第9条 会員は付則に定める年会費を、各年度始めに納入しなければならない。

(会員の特典)

第10条 遅滞なく会費を納めている会員は、次の特典を有する。

- (1) 会誌の配布を受けること
- (2) 研究発表会において、研究成果を発表すること
- (3) 会誌へ論文などを投稿すること
- (4) 総会に出席し、評決権を行使すること
- (5) 総会または幹事会に対して議論すべき事項を提案すること

(会費滞納者の処遇)

第11条 会費の納入を遅滞している会員は、前条に定める会員の特典が停止される。

2 2年間会費を納入しない場合、当該会員は、本会の会員から除名される。

(入会)

第12条 会員になろうとするものは、所定の申し込み書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(退会)

第13条 退会しようとする会員は、会長に所定の退会届を提出し、幹事会の承認を得なければならない。

2 退会しようとする会員に未納の会費がある場合、当該会員は、退会前にそれを全納しなければならない。

(休会および復会)

第14条 会員は、海外への留学や赴任、病氣療養、出産、育児などにより、本会の活動に参加することが困難となった場合、休会することができる。

2 休会しようとする会員は、休会の理由および期間を付して、会長に所定の休会願を提出し、幹事会の承認を得なければならない。ただし、健康上の理由などで手続きが困難な場合、会長は、幹事会の承認を得て、当該会員を休会とすることができる。

3 前項の規定により休会した会員は、休会中、会費が免除される。ただし、第10条に定める会員の特典は停止される。

4 第2項の規定により休会した会員が復会しようとする場合、当該会員は、会長に所定の復会願を提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(入退会および休復会の時期)

第15条 会員の入退会および休復会は、事業年度を単位とする。

(除名および再入会)

第 16 条 会員が次のいずれかに該当する場合、会長は、幹事会の承認を得て、当該会員を本会の会員から除名することができる。

- (1) 本会の会員として著しく不適切な行為があったと判断された場合
- (2) 長期間にわたって連絡が取れない場合
- (3) 第 11 条第 2 項に該当する場合

2 除名された会員が再入会を希望する場合は、所定の申し込み書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。ただし、当該者に除名以前の未納の会費がある場合は、これを全納しない限り、再入会を認めない。

第 3 章 役員

(役員)

第 17 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 幹事 5 名
- (4) 監査役 2 名

第 18 条 会長は会員の中から総会で選出する。

2 会長候補者は 3 名以上の会員の推薦をもって立候補し、前年度の事業年度末までに幹事会に届け出るものとする。会長の任期は総会直後の 11 月 1 日から翌年 10 月末日までとする。

3 副会長および幹事は、総会で選出された会長が会員の中から委嘱する。

4 監査役は 3 名以上の会員による推薦を受けた者の中から総会で選出される。推薦者ないし被推薦者は総会開催前に幹事会に届け出るものとする。監査役の任期は総会直後の 11 月 1 日から翌年 10 月末日までとする。

第 19 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在時には会長を代行する。

3 本会に総務委員会、財政委員会、行事委員会、広報委員会、編集出版委員会をおき、各委員会の長は幹事がつとめる。

4 監査役は本会の業務の執行および会計を監査する。

5 各委員会の委員は委員長が選任し会長が委嘱する。

第 4 章 総会および幹事会

(総会の招集)

第 20 条 総会は年 1 回、会長が招集する。総会は会員の 10 分の 1 以上の出席によって成立する。会議の議事についてあらかじめ書面または電磁的方法をもって意志を表示した者、または委任状(電磁的方法含む)をもって表決を委任した者は出席者数に加算できる。

(総会の決議事項)

第 21 条 総会では次のことを行い、会則第 6 条に定めるほかは出席者の過半数をもって決す。可否同数のときは議長の決するところによる。

- (1) 次期会長の選出
- (2) 次期監査役の選出
- (3) 前年度の事業経過および決算報告と、その承認
- (4) 次年度の事業計画および予算案の提案と、その承認
- (5) 会則の改正
- (6) その他

(幹事会)

第 22 条 幹事会は会長、副会長および幹事で構成する。幹事会は会長が招集し年 2 回以上行う。議長は会長が行う。その他幹事からの提案で、臨時に開くことができる。幹事会は構成員の 2/3 以上の参加をもって成立し、決定は出席者の過半数をもって行う。幹事会は代理出席を認める。

第 5 章 会計

(資産)

第 23 条 本会の事業は会費、寄付金、事業に伴う収入および雑収入によって行う。

(事業計画・予算案)

第 24 条 本会の事業計画およびこれに伴う予算は、会長および財政委員長がこれを幹事会の議を経て作成し、総会の議決にもとづき執行する。

(事業計画・収支決算の監査)

第 25 条 本会の事業報告および収支決算は、会長および財政委員長がこれを作成し、監査役の監査を経て幹事会および総会において承認を受けなければならない。

(2015年9月22日改正より前の付則 略)

付則 (2015年9月22日改正時)

第1条 第10条による会費は、次の通りとする。

会員 4000円

第2条 本会則は、2015年9月23日から施行する。ただし、付則第1条は2016年度の会費から適用する。

付則 (2017年9月16日改正時)

第1条 本会則は、2017年9月17日から施行する。ただし、会則第5条に定める事業年度については、2017年度に限り9月1日に始まり、翌年7月31日に終わるものとする。

組 織

総務委員会

文書の受付、配布、会誌『歴史地震』の発送

歴史地震研究発表会の開催に関する事項

財政委員会

予算の編成、決算に関する事項および研究会の財政に関する企画

普通会员の入退会、除籍に関する事項および名簿に関する事項

行事委員会

歴史地震研究発表会の開催に関する事項および他学会協賛に関する事項

広報委員会

歴史地震研究発表会および会誌『歴史地震』の広報に関する事項

編集出版委員会

会誌『歴史地震』の編集出版に関する事項